○○株式会社
退職金規程

制 定 日	○年○月○日
施 行 日	○年○月○日
改 訂 日	○年○月○日
決裁機関	○○○○
分　　類	○○○○
版	第○版

第１章　総則

第１条（目的）

この規程は、就業規則第〇条の規定に基づき、〇〇株式会社（以下「会社」という。）の従業員の退職金の支給に関する事項を定めることを目的とする。

第２条（適用範囲）

1　この規程は、就業規則第〇条に定める正社員であって、勤続年数が 3 年以上の者に適用する。

2　正社員以外の従業員には、この規程は適用しない。

〈編注：有期雇用労働者及び短時間労働者に退職金を支給しないことについては、退職金の性質（長期勤続の功労報償、賃金の後払い等）及び職務の内容、配置の変更の範囲等の相違に照らして不合理でないことを説明できるようにしておく。〉

第３条（退職金の支給）

1　会社は、従業員が次の各号のいずれかに該当して退職し、又は死亡したときは、この規程の定めるところにより退職金を支給する。

(1) 定年に達したとき。

(2) 会社の都合により解雇され、又は退職したとき。

(3) 自己の都合により退職したとき。

(4) 休職期間が満了し、復職しないことにより退職したとき。

(5) 死亡したとき。

(6) 業務上の負傷又は疾病により退職したとき。

2　退職金の支給事由の区分は、次の表のとおりとする。

区分	該当する退職事由
会社都合	定年退職、会社の都合による解雇又は退職、死亡退職、業務上の負傷又は疾病による退職、就業規則第〇条に定める整理解雇
自己都合	自己の都合による退職、休職期間の満了による退職、懲戒解雇又は諭旨解雇以外の普通解雇

〈別例：休職期間の満了による退職を会社都合の区分とする。〉

第２章　退職金の算定

第４条（退職金の額）

1　退職金の額は、次の算式により算定する。

2　退職時の基本給の月額×第 5 条に定める支給率

3　前項の退職時の基本給の月額は、退職日の属する月の基本給の額とし、諸手当は含まない。

〈編注：基本給連動方式に代えてポイント制を採る場合は、本条及び次条を次の別例に置き換える。ポイント制は、基本給の改定が退職金債務に直接影響しないこと、及び等級と勤続のそれぞれの貢献を反映できることを利点とする。〉

〈別例（ポイント制）：退職金の額は、等級ポイントの累計及び勤続ポイントの累計の合計に、ポイント単価（1 ポイント○○円）及び第 6 条第 3 項の退職事由別係数を乗じて算定する。等級ポイントは、各年度の末日における等級に応じ、次の表の点数を毎年度付与する。勤続ポイントは、勤続 1 年につき○点を付与する。〉

等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
等級ポイント（年）	○点	○点	○点	○点	○点	○点

第 5 条（支給率）

支給率は、勤続年数及び退職事由の区分に応じ、次の表のとおりとする。

勤続年数	自己都合	会社都合
3 年	1.0	1.5
4 年	1.3	2.0
5 年	1.6	2.5
6 年	2.0	3.0
7 年	2.4	3.5
8 年	2.8	4.0
9 年	3.2	4.5
10 年	3.6	5.0
11 年以上 20 年以下	10 年の率に 1 年につき 0.6 を加算	10 年の率に 1 年につき 0.8 を加算
21 年以上 30 年以下	20 年の率に 1 年につき 0.8 を加算	20 年の率に 1 年につき 1.0 を加算
31 年以上	30 年の率に 1 年につき 1.0 を加算（35 年を上限とする。）	30 年の率に 1 年につき 1.1 を加算（35 年を上限とする。）

〈編注：支給率の値は例示である。会社の支払能力、同業他社の水準及び中小企業退職金共済制度等の外部積立との関係を踏まえて定める。〉

第 6 条（退職事由の区分の適用）

1　第 3 条第 2 項の表の会社都合に該当する退職については会社都合の支給率を、自己都

合に該当する退職については自己都合の支給率を適用する。

2　自己の都合により退職する従業員であっても、会社が特に認めたときは、会社都合の支給率を適用することができる。

3　ポイント制を採る場合の退職事由別係数は、会社都合を 1.0、自己都合を〇（例：0.8）とする。

第 3 章　勤続年数

第 7 条（勤続年数の計算）

1　勤続年数は、入社の日から退職の日（死亡したときは、死亡した日）までの期間により計算する。

2　勤続年数に 1 年未満の端数があるときは、6 か月以上を 1 年とし、6 か月未満を切り捨てる。

3　次の各号に掲げる期間は、勤続年数に算入する。

(1) 産前産後休業、育児休業、出生時育児休業及び介護休業の期間

(2) 業務上の負傷又は疾病による療養のための休業の期間

(3) 会社の命令による出向の期間

(4) 会社の責めに帰すべき事由による休業の期間

〈別例：前項第 1 号の期間は、勤続年数に算入しない。〉

〈編注：育児休業等の期間を勤続年数に算入しないことは、休業しなかった場合と比べて当該期間分を超える不利益を及ぼさない限り、法の禁止する不利益取扱いには当たらないとされている。算入しないこととする場合は、別例のとおり定める。〉

4　次の各号に掲げる期間は、勤続年数に算入しない。

(1) 私傷病休職その他就業規則第〇条に定める休職の期間（前項第 2 号の期間を除く。）

(2) 自己の都合による休業の期間

(3) 試用期間（就業規則第〇条の規定により期間の定めのない雇用に移行した場合の試用期間を除く。）

5　会社を退職した者を再雇用したときは、退職前の勤続年数は通算しない。ただし、会社の都合により退職した者を再雇用したときは、会社の決定により通算することができる。

第 4 章　不支給、減額及び返還

第 8 条（懲戒解雇等の場合の不支給及び減額）

1　就業規則第〇条の規定により懲戒解雇された従業員には、退職金を支給しない。ただし、当該従業員の永年の勤続の功を抹消するほどの著しい背信行為があったと認められる場合に限るものとし、その程度に至らないときは、その情状に応じ、退職金の一部を減額して支給する。

2　諭旨解雇された従業員の退職金は、その情状に応じ、自己都合の支給率により算定した

額の○%を限度として減額することができる。

3　会社は、前 2 項の措置を講ずるときは、減額又は不支給の理由を本人に書面で通知する。

第 9 条（退職後に懲戒事由が判明した場合の返還）

退職金を支給した後に、当該従業員の在職中の行為が懲戒解雇又は諭旨解雇の事由に該当することが判明したときは、会社は、前条の規定を適用した場合に支給しないこととなる額の返還を求めることができる。

第 10 条（競業避止義務違反の場合の返還）

従業員が、退職に当たり会社と締結した競業避止に関する合意に違反して競業する事業を営み、又は競業する会社に就職したときは、会社は、支給した退職金のうち、自己都合の支給率により算定した額の○%に相当する額の返還を求めることができる。

〈編注：競業避止義務違反を理由とする退職金の返還は、競業制限の期間、範囲及び代償措置の有無並びに違反の態様に照らして、その有効性が判断される。合意の内容が不合理に広範なときは、返還請求が認められないおそれがある。〉

第 5 章　支払

第 11 条（死亡退職金の受給者）

1　従業員が死亡したときの退職金は、次の各号に掲げる順位により、遺族に支給する。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

(7) 前各号に掲げる者のほか、死亡した従業員の収入によって生計を維持していた親族

2　前項第 2 号から第 6 号までに掲げる者のうち、死亡した従業員の収入によって生計を維持していた者は、同じ号の他の者に優先する。

3　同順位の受給者が 2 人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

4　会社は、受給者が確認できるまでの間、死亡退職金の支払を留保することができる。

第 12 条（支払の時期及び方法）

1　退職金は、退職の日（死亡したときは、受給者が確定した日）から○日以内に、本人（死亡したときは、前条の受給者）が指定する本人名義の金融機関の口座に振り込んで支払う。

2　前項の規定にかかわらず、退職金の額が○○円を超えるときは、本人の同意を得て、○

年以内の分割により支払うことができる。

3　退職金の支払に当たっては、所得税法及び地方税法の定めるところにより、退職所得に係る税額を源泉徴収する。従業員は、退職所得の受給に関する申告書を会社に提出しなければならない。

4　退職金からは、賃金控除に関する労使協定書に定めるところにより、社内貸付金の未返済額その他の債務を控除することができる。

第 6 章　外部積立制度との関係

第 13 条（中小企業退職金共済制度との関係）

1　会社が中小企業退職金共済法に基づく退職金共済契約を締結しているときは、独立行政法人勤労者退職金共済機構から従業員に支給される退職金は、この規程により算定した退職金の内払とみなし、会社は、この規程により算定した退職金の額が当該機構から支給される額を超えるときは、その差額を支払う。

2　前項の場合において、機構から支給される額がこの規程により算定した退職金の額を超えるときは、その超える部分は従業員の取得とし、会社に返還することを要しない。

〈別例：会社の退職金は、全額を中小企業退職金共済制度により支給するものとし、その額は、同制度に基づき機構から支給される額とする。〉

第 14 条（確定拠出年金との関係）

1　会社が確定拠出年金法に基づく企業型年金を実施しているときは、この規程により算定した退職金の額から、会社が当該従業員に係る事業主掛金として拠出した額の累計額を控除した額を、この規程による退職金として支払う。

2　前項の控除後の額が 0 を下回るときは、この規程による退職金は支払わない。この場合において、従業員は、控除後の額が 0 を下回る部分を会社に返還することを要しない。

第 7 章　雑則

第 15 条（端数処理）

退職金の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

第 16 条（既得権の保護）

1　会社は、この規程を改定し、又は廃止するときは、改定又は廃止の日の前日までの勤続期間について、改定前の規程により算定した退職金の額を下回らないよう措置する。

2　前項の措置の方法は、改定又は廃止の都度定める。

〈編注：退職金の算定方法を従業員に不利益に変更するときは、変更の必要性、内容の相当性、代償措置の有無及び従業員への説明の経過等が総合的に考慮される（労働契約法第 10 条）。既得権の保護は、変更の合理性を支える重要な要素である。〉

第 17 条（所管）

この規程の運用に関する事務は、〇〇部が所管する。

第 18 条（規程の改廃）

この規程の改廃は、従業員代表の意見を聴いて行う。

（附則）

1　この規程は、〇年〇月〇日から施行する。

2　この規程は、〇年〇月〇日から改定施行する。

（改定条文：第〇条、第〇条、第〇条）

規程改訂履歴

制定年月日	版	名　　称	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂箇所・内容・理由等	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日